

【ポ国内制限・ポ入国関連】新型コロナウイルス感染症に関する  
ポーランド国内制限措置強化について（12月21日）

<ポイント>

- 17日（木）、ニエジェルスキ保健大臣が記者会見を行い、12月28日から来年1月17日まで、「全国的隔離措置（Narodowa Kwarantanna）」を実施し、更なる国内制限の強化を発表しました。
- 新たに追加された強化制限は、（ア）多人数が乗り合わせる交通機関でのポーランド入国者に対する10日間の隔離措置（詳細確認中）、（イ）食料品・日用品及び薬局を除く商業施設やホテルの営業制限、（ウ）スキー場の閉鎖、（エ）職業スポーツ選手を除くスポーツ施設の利用制限、です。
- 感染予防措置を心がけて下さい。

- 1 17日（木）、ニエジェルスキ保健大臣が記者会見を行い、現在の感染状況（1日1万人の新規感染者）から、例えワクチン接種が年内に始まって1月、2月中に効果の普及は望めず、第三波は現在の感染状況から始まる可能性があり、第三波が発生すれば、医療機関の許容範囲を超え、第二波のピークで目にした事態以上に深刻な状況を引き起こしうるリスクがあると述べ、12月28日から来年1月17日まで「全国的隔離措置（Narodowa Kwarantanna）」を実施し、更なる制限強化を行うと発表しました。
- 2 新たに追加された制限強化は、（ア）多人数が乗り合わせる交通機関でのポーランド入国者に対する10日間の隔離措置（詳細確認中）、（イ）食料品・日用品及び薬局を除く商業施設やホテルの営業制限、（ウ）スキー場の閉鎖、（エ）職業スポーツ選手を除くスポーツ施設の利用制限、（オ）12月31日午後7時から翌1月1日午前6時までの外出禁止、です。
- 3 現状の制限内容等については、以下のとおりです。また、違反者には罰則がありますので、十分にご注意ください。

【制限内容：12/28～1/17】

●入国関連

多人数が乗り合わせる交通機関でのポーランド入国者は、国籍に関係なく10日間（到着翌日が起算日）の隔離対象となる（例外など詳細が確認次第、別途お知らせします）。

●国内制限

- （1）全ての公共の場において、口と鼻をマスク等で覆うことが義務化。
- （2）交通機関の乗客を、座席数の50%、又は定員数の30%までに制限。

- (3) 食料・日用品及び薬局を除く商店の営業停止制限の再導入。
- (4) 店舗への入店可能人数が、100平方メートルまでの店舗について10平方メートルに1人、100平方メートル以上の店舗について15平方メートルに1人までに制限され、入店時は、手袋の着用又は手の消毒が必要。
- (5) 商店、薬局及び郵便局について、月曜日から金曜日の午前10時から正午までは、60歳以上のみ利用可能。
- (6) 飲食店の営業停止（持ち帰り用、配達用のサービス提供は制限されない）。
- (7) ホテルの営業制限（利用者は、軍人、医療関係者、専門病院の患者に限定。ただし、企業や大学等が構成員の利用を目的として保有する宿泊施設は例外）。
- (8) ディスコやナイトクラブの営業禁止。
- (9) 美容室、美容院、タトゥースタジオは、利用中の顧客と店員のみ店内に滞在可能。
- (10) 屋内外を問わず、見本市、会議などの開催禁止。
- (11) 屋内外を問わず、スポーツイベントは無観客で行い、文化的イベントは、観客を座席数の25%までに制限。
- (12) プール、ウォーターパーク及びジム・フィットネスクラブの営業停止。
- (13) スキー場の閉鎖。
- (14) スポーツ施設の利用は、職業スポーツ選手に限定。
- (15) 劇場、映画館、博物館、美術館、文化センターなどの文化施設の閉鎖。
- (16) 遊園地やテーマパーク等のレクリエーション施設の閉鎖。
- (17) 教会における宗教行事への参加者を、「15平方メートルあたり1人」に制限。
- (18) 冠婚葬祭やその他お祝い等のための集会は禁止。
- (19) 公共の場でのイベントや会議及び集会への参加者は、最大5人までに制限。
- (20) 小学校及び高等教育機関において、実務授業を除きリモート授業の義務化。
- (21) 学校の開校時間を午前8時から午後4時までとし、16歳以下の未成年は、午前8時から午後4時まで外出禁止。また、外出の際は保護者の同行が必須。
- (22) 療養所・リハビリセンターの運営停止。ただし、現在進行中のものは除く。
- (23) 70歳以上は、職業活動、必要不可欠な場合、宗教的儀式への参加を除き、外出を控えるように要請。
- (24) クリスマスにおいては、移動を行わず、家族での小規模な集まりにとどめ、人の接触を減らすように要請。
- (25) 12月31日午後7時から翌1月1日午前6時まで、外出禁止。

4 なお、先般お知らせした「安定段階」としての赤・黄・緑の3色のゾーン別の制限は、今般の「全国的隔離措置」に変更となりました。

5 引き続き、新規感染者数が1日1万人以上確認されています。マスク着用や手洗い（含む消毒）、うがい及びソーシャル・ディスタンスの確保など、予防措置を心がけて下さい。

(問い合わせ先)

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00~12:30、13:30~17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください(閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うことになります)。

☆メール：[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

☆HP：[https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryouji.html](https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html)